

一般社団法人日本口腔衛生学会
認定歯科衛生士の申請について

(2021年度版)

新規申請は、各年度の4月1日～9月30日までに申請された分について当該年度中に審査する。

更新は、認定証に記載されている認定期限の6ヶ月前までに受け付けし随時審査する。認定期限が2021年3月31日の場合は2021年4月1日より9月30日まで受け付ける。資格となる経歴・経験は、申請・更新年度の4月1日より起算して過去10年間のものとする。

様式1にて「地域歯科保健」または「口腔保健管理」のいずれかを希望すること

1. **資格審査**: 申請書類などを事務局に郵送すると受領書が届く。新規・更新申請者ともに10月頃(予定)、歯科衛生士委員会が提出書類により資格審査を行う。

主要資格: 歯科衛生士であり、申請時に一般社団法人日本口腔衛生学会(以下、日本口腔衛生学会とする)会員であり、会員歴が通算3年以上であるもの。併せて、以下の単位数の合計が35単位以上あるもの。

(資料1: 日本口腔衛生学会認定歯科衛生士専門審査制度規則・施行細則)

資料2: 2021年度申請書例参照)

- 1) 規則第8条(3)ならびに細則6条: 10単位以上 **経験**
歯科保健活動, 予防歯科臨床, 歯科大学・歯学部・歯科衛生士学校での教育活動経験
- 2) 規則第8条(4)ならびに細則7条: 15単位以上 **参加**
研修会, 学会, 研究会等への参加(研修会参加5単位以上, 学会参加5単位以上がそれぞれ必要)
- 3) 規則第8条(5)ならびに細則8条: 5単位以上 **発表**
研究論文などの著述(筆頭または共同執筆), 日本口腔衛生学会・日本歯科衛生学会での発表

2. **資格審査で不備のあった申請者への通知**

- 1) 条件を満たすことが不可能な場合(会員歴が3年未満など)は不合格の案内を送付
- 2) 不備の書類がある場合は追加書類提出の案内を送付
例: 歯科保健活動, 教育活動の証明なし
: 計画的に2年以上予防管理した患者症例の報告不足
: 研修会, 学会, 研究会などへの参加証明なし, など
- 3) 条件を満たしていた場合: 資格審査合格と試験審査の案内を送付
申請書類の中から歯科衛生士委員会が発表のテーマを決定して指示する。更新の際は, 資格審査のみで試験審査はない。

3. **試験審査**: 11月頃に下記の要領で実施する。2021年度は11月に東京にて開催予定です。

(ケースプレゼンテーション試験)

① 事前に提出した資料による発表: 10分間

ボードに掲示して説明する発表形式ではなく、下部に示す事前に提出された発表資料により説明を行う発表形式とする(ポスター掲示を準備する必要はありません)。主査と副査が、導入・展開・結論・態度・資料の評価項目について5段階の評定尺度で評価する(55点満点)。

② 口頭試問: 10分間

発表テーマに則した質問4題(各5点で20点満点)、および発表に関連する質問4題(各5点で20点満点)に対する回答にて評価する(計40点満点)。

③ 総合評価(5点満点)

※申請者は10.5~12ポイントの活字にて、図表含めてA4サイズの用紙6枚以内の発表資料(目的, 方法, 結果, 考察, 結論, 参考文献などの必要事項を簡潔にわかりやすく記載したもの)を3部作成して、指定された期日までに一般社団法人日本口腔衛生学会歯科衛生士委員会に郵送する。

4. **試験審査の結果**

1) 合格

試験審査合格者, ならびに更新有資格者は理事会で承認する。合格が承認された申請者には合格通知を送付する。併せて、公益社団法人日本歯科衛生士会(以下、日本歯科衛生士会とする)へ合格者を推薦する。その後、日本歯科衛生士会より、認定歯科衛生士の手続きに関する通知が

送付されるので、所定の手続（日本歯科衛生士会への入会・登録料の支払等）を完了させる必要が生じる。その後、翌年1月頃に開催される日本歯科衛生士会認定歯科衛生士審査会での承認をもって、正式認定となり、認定歯科衛生士名簿（認定歯科衛生士番号，認定年月日，認定期限）に登録される。

認定証は翌年4月頃、日本歯科衛生士会より郵送される。

2) 不合格

試験審査不合格または理事会で認定されなかった申請者には不合格通知を発送する。再度申請する場合は申請書の提出から願います。

5. その他

1) 新規認定歯科衛生士は認定番号と氏名を口腔衛生学会雑誌に公告する。

2) 日本口腔衛生学会ホームページに認定歯科衛生士の掲載をする。

3) 更新

※更新時は日本歯科衛生士会所定の書式ではなく、日本口腔衛生学会の書式で申請を行うこと。

書式は会員ページよりダウンロード可能。

認定期限は認定日（4月1日）より5年間である（5年後の3月31日まで）。例えば，2021年11月の試験審査合格→同月に理事会で認定→翌年1月の日本歯科衛生士会認定歯科衛生士審査会にて最終合格した場合、認定開始：2022年4月1日、認定期限：2027年3月31日までとなる。規則第15条にあるように，更新の際の試験審査はない。ただし，更新の申請による資格審査と認定更新料（5,000円）が必要になる（細則第11条）。規則第18条に該当すると認定歯科衛生士の資格を喪失する。とくに，学会会員の資格喪失に該当しないように注意が必要。

資料 1 : 規則・細則

一般社団法人日本口腔衛生学会認定歯科衛生士専門審査制度規則

(総則)

第1条 この制度は地域歯科保健及び口腔保健管理に関する専門的知識と技能及び経験を有する歯科衛生士を育成することにより、口腔保健に関連する保健医療福祉の水準の向上と普及発展を図り、もって国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため一般社団法人日本口腔衛生学会（以下「学会」という）は、公益社団法人日本歯科衛生士会（以下「日本歯科衛生士会」という）認定歯科衛生士制度規則第14条二に基づく日本歯科衛生士会認定歯科衛生士（地域歯科保健または口腔保健管理）（以下「認定歯科衛生士」という）の専門審査のための制度（以下「本制度」という）を設け、本制度の実施に必要な事業を行う。

(歯科衛生士委員会等)

第3条 学会は、本制度を運営するために学会に歯科衛生士委員会（以下「委員会」という）を設置する。

第4条 本制度の運営に関し、委員会は次の事務を行う。

- (1) 第16条に定める研修会等の研修を企画運営する。
- (2) 第8条に定める認定歯科衛生士の資格条件等を定める。
- (3) 認定歯科衛生士申請者（更新の申請も含む）に対して第10条及び第15条に定める審査を行う。
- (4) 認定歯科衛生士の資格喪失に対する審査と関連する事項について行う。
- (5) その他、学会理事長が認めた本制度の運営に必要な事項を行う。

第5条 委員会は、学会理事長が学会員のなかから委嘱する委員長および委員8名程度で構成する。

- 2 委員長は認定医または認定歯科衛生士の資格を有する者とする。

第6条 委員会委員（委員会委員長を含む）の任期は2年とし、再任を認める。

(認定歯科衛生士の専門審査)

第7条 認定歯科衛生士の資格を得ようとする者は、第8条に定める条件を満たし、学会が別に定める書類で申請し、委員会が行う審査を受ける。

- 2 審査の結果合格した者につき、学会理事会の承認を経て、日本歯科衛生士会認定歯科衛生士委員会へ推薦する。

- 3 認定証には、申請書に記載された対象分野「地域歯科保健」または「口腔保健管理」の別を記載する。

第8条 以下の各号をすべてみたす者で、かつ、(3) (4) (5) の合計単位数が35単位以上を有する者は、認定歯科衛生士を申請できる。

- (1) 日本国歯科衛生士の免許を有する者。
- (2) 認定歯科衛生士の申請時において、学会会員であり、かつ、通算して3年以上の学会会員歴を有する者。
なお、認定歯科衛生士の登録申請時に日本歯科衛生士会の会員であることを要件とする。
- (3) 地域歯科保健または口腔保健管理に関連する保健活動あるいは臨床に関する経験を、細則に定める単位数10単位以上有する者。
- (4) 地域歯科保健または口腔保健管理に関連する保健活動あるいは臨床に関する研修及び学会の参加経験を、研修参加、学会参加、それぞれ細則に定める単位数5単位以上、かつ合計単位数15単位以上有する者。
- (5) 地域歯科保健または口腔保健管理に関連する保健活動あるいは臨床に関する論文、報告等の公表等の経験を、細則に定める単位数5単位以上有する者。

第9条 認定歯科衛生士の資格を申請する者は、細則に定める認定審査料を添え、次の各号に定める申請書類を学会に提出しなければならない。

- (1) 認定歯科衛生士申請書
- (2) 履歴書
- (3) 歯科衛生士免許証の写し
- (4) 第8条 (3) (4) (5) に関する経験を証明する書類

第10条 認定歯科衛生士の資格審査は、第8条の条件を満たしているか否かの書類審査を行う。

- 2 第8条の条件を満たしている者には、第8条（3）もしくは（5）に関連するケースプレゼンテーション、およびこれに関連する口頭試問による試験審査を行う。
- 3 2項の審査は、出席委員会委員の過半数が認めた場合に合格とする。

（認定歯科衛生士の登録、期間、更新）

第11条 認定歯科衛生士の認定登録および認定証の交付は学会の推薦に基づき、日本歯科衛生士会が日本歯科衛生士会認定歯科衛生士制度規則等に即してこれを行う。

第12条 認定歯科衛生士登録者には、日本歯科衛生士会認定歯科衛生士（審査機関：一般社団法人日本口腔衛生学会）として登録のうえ認定証を交付する。また、口腔衛生学会雑誌、日本歯科衛生学会雑誌（および日本口腔衛生学会ホームページ、日本歯科衛生士会ホームページ、日衛だより）に公告する。

第13条 認定歯科衛生士の登録日は専門審査（更新審査を含む）後、最初の4月1日付けとし、登録期間は、認定した期日から5年間とする。

第14条 登録期間以後も引き続き認定を希望する者は、認定期限6か月前までに細則に定める認定更新料を添えて学会に更新の申請を行い、審査を受ける。

- 2 更新の条件は、第8条の申請の条件と同じとする。また、前回申請時より氏名・所属等の変更がない場合に限り、第9条(3)の提出を省略することができる。

第15条 審査のうえ、第8条の条件を満たしている者には更新を認め、学会理事会の承認を経て、日本歯科衛生士会認定歯科衛生士委員会へ推薦する。

（研 修）

第16条 学会は、第1条の目的を達成するため、認定歯科衛生士の資格を得ようとする者及び認定歯科衛生士に対して、研修会を開催する等、研修の機会を設ける。ただし、認定医研修会と合同で行うことができる。

第17条 認定歯科衛生士の資格を得ようとする者及び認定歯科衛生士は、細則第11条に示す研修を積極的に受けるとともに学会（一般社団法人日本口腔衛生学会に関連する学会や研究会などを含む）等に積極的に参加し、口腔衛生学（口腔保健学）に関連する保健活動あるいは臨床の成果を公表する。

（認定歯科衛生士の資格喪失）

第18条 認定歯科衛生士は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会、理事会の議を経てその資格を失う。学会における資格の喪失については、日本歯科衛生士会に報告する。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。
- (2) 日本国歯科衛生士免許を喪失したとき。
- (3) 学会会員の資格を喪失したとき。
- (4) 認定歯科衛生士の期限が終了したとき。
- (5) 社員総会において認定歯科衛生士として不相当と認めたとき。

第19条 認定歯科衛生士の資格を喪失した者であっても、喪失の事由が消滅したときは再び認定歯科衛生士の資格を申請することができる。

（補 則）

第20条 学会会員は、委員会の決定に関する異議を学会理事長に申し立てることができる。

- 2 学会理事長は、申し立て内容について理事会等で検討のうえ、当事者に回答を行う。

第21条 本規則の改廃は、理事会の議を経て、社員総会にて議決し、会員総会に報告する。

第22条 本規則の施行について必要な細則は別に定める。

附 則

- 1 本規則は、平成22年10月7日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 2 本規則の施行にあたり、暫定措置として期間を定め次のようにする。
 - (1) 第5条に定める委員の委嘱は、平成24年度までは認定医および歯科衛生士である学会会員の中から行

う。

(2) 認定歯科衛生士の審査申請は平成23年4月1日から受け付ける。

(3) 第16条に定める学会が行う研修は平成23年度から実施する。このため、第8条(4)については、平成24年度までは学会参加経験と研修参加経験の単位を区別せず15単位以上有する者とする

3 本規則は、平成25年5月16日から施行する。

4 本規則は、平成29年5月31日から施行する。

一般社団法人日本口腔衛生学会認定歯科衛生士専門審査制度施行細則

(制定の主旨)

第1条 一般社団法人日本口腔衛生学会認定歯科衛生士専門審査制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、規則に定めた事項のほかはこの細則にしたがって運営する。

(認定歯科衛生士審査会等)

第2条 一般社団法人日本口腔衛生学会歯科衛生士委員会（以下「委員会という」）委員の委嘱にあたっては、地域歯科保健活動領域と口腔保健管理領域、ならびに認定医、または認定歯科衛生士を中心とした人選を考慮して行う。

2 委員会委員の概ね半数以上は歯科衛生士とする。

第3条 委員は、半数以上の委員の出席で会議を開催する。

2 委員会の議事は、規則で定めるほかは委員長を除く出席委員の過半数で決する。可否同数のときは委員長の決するところによる。

(認定単位の算定)

第4条 規則第8条（2）に定める会員の有無及び会員歴は、会費の納入年度をもって把握する。

第5条 規則第8条（3）に定める単位数の算定は、申請年度の4月1日より起算して過去10年間のものとし、以下の各号に従う。

(1) 歯科保健活動経験は、以下の経歴それぞれを10単位とする。ただし、保健所等歯科保健行政機関または企業・健保組合等の健康管理部門に3年以上常勤し、住民の健康と福祉に貢献した者については、a～cを総合して15単位とする。

a 地域の行政へ委員等として2年以上活動に参画し、住民の健康と福祉に貢献した経歴を有する。

b 歯科衛生士会等の役員、委員として2年以上地域保健に関する委員会の活動に参画し、住民の健康と福祉に貢献した経歴を有する。

c 市町村、学校、事業所等の歯科保健活動に2年以上従事し、対象集団の健康に貢献した経歴を有する。

(2) 口腔保健管理に関連する臨床経験は、原則として2年以上計画的に経過観察し、患者の健康に貢献した症例については症例1例を5単位とする。

(3) 歯科大学（大学歯学部を含む、以下同じ）、歯科衛生士養成機関等で口腔衛生学（口腔保健学）に関連する教育指導を受け持った経歴は、1年間あたり常勤者では5単位、非常勤者では年間を通じ1科目あたり2単位とする。

第6条 規則第8条（4）に定める単位数の算定は、申請年度の4月1日より起算して過去10年間のものとし、以下の各号に従う。ただし、同条（4）における「研修参加」とは本条の（1）を、「学会参加」とは本条の（2）を指す。

(1) 研修会等に参加し研修を修了した者。

a 一般社団法人日本口腔衛生学会が主催する認定研修会 1研修会につき10単位。

b 一般社団法人日本口腔衛生学会または一般社団法人日本口腔衛生学会関連の学会や研究会（旧・地方会）など、日本歯科衛生士会および日本歯科衛生学会等が主催する口腔衛生学（口腔保健学）に関連する学術研修会等 1研修会につき4単位。

c その他委員会が認定する口腔衛生学（口腔保健学）に関連する学術研修会等 1研修会につき2単位。

d 歯科大学または歯科衛生士養成機関の口腔衛生学（口腔保健学）に関連する講座あるいは委員会が認定する研究機関・研究会に定期的継続的に参加し研修した者。

(i) 大学院生等で常時研修した場合 1年間で10単位。

(ii) 月1回以上定期的開催される研修に2年以上継続して参加した場合 1年間で5単位。

(iii) 国立保健医療科学院の研修課程を修了した場合 5単位

(2) 一般社団法人日本口腔衛生学会会員として以下の学会に参加した者。

a 一般社団法人日本口腔衛生学会（一般社団法人日本口腔衛生学会関連の学会や研究会（旧・地方会）などを含む） 1回5単位。

- b 日本歯科医学会総会および日本歯科衛生学会学術大会 1回4単位。
- c 委員会が認定する口腔衛生学（口腔保健学）に関連する国際学会 1回4単位。
- d その他委員会が認定する口腔衛生学（口腔保健学）に関連する学会 1回2単位。

第7条 規則第8条（5）に定める単位数の算定は、申請年度の4月1日より起算して過去10年間のものとし、以下の各号に従う。

- (1) 研究論文、症例報告等を学会誌あるいは日本歯科衛生学会雑誌等の委員会が認定した雑誌等に公表した者。
 - a 筆頭著者 1論文（報告）ごとに10単位。
 - b 他の著者 1論文（報告）ごとに5単位。
- (2) 委員会が認定した総説（共著書の一部を分担執筆を含む）、啓発・解説書を公表した者。
 - a 単独執筆あるいは筆頭著者 1論文ごとに10単位。
 - b 共同執筆で筆頭著者以外の者 1論文ごとに5単位。
- (3) 一般社団法人日本口腔衛生学会（一般社団法人日本口腔衛生学会関連の学会や研究会（旧・地方会）などを含む）および日本歯科衛生学会学術大会で学会会員として学術発表した者。
 - a 発表者 1発表ごとに5単位。
 - b 共同報告者 1発表ごとに2単位
- (4) 一般社団法人日本口腔衛生学会が行う歯科衛生士研究活動支援事業に申請し、サポーターメンバーの指導のもとで、研究活動を遂行中の者 5単位。

（申請書類）

第8条 認定申請書類のうち様式を定めるものは、様式に従う。

- 2 規則第8条（5）に該当する論文等は、別刷あるいは写しを添付する。

（認定審査等）

第9条 規則第10条で定める審査は、少なくとも年1回行う。ケースプレゼンテーション等による試験審査の期日・場所等は開催日より30日以上前に本人に宛てて文書で通知する。

- 2 規則第10条2項に定める試験審査は、認定医または認定歯科衛生士の資格を有する複数の委員会委員によって行う。

（認定にかかる費用）

第10条 規則第9条、第11条及び第14条に定める費用は、以下の通りとする。

- (1) 認定審査料 1回 10,000円
- (2) 更新審査料 1回 5,000円

（研修）

第11条 一般社団法人日本口腔衛生学会は、本施行細則第7条（1）aに定める研修会等を委員会の企画運営により少なくとも年1回開催する。

- 2 開催にかかる費用は、研修参加者から受講料等として徴収できる。

（その他）

第12条 本施行細則の改廃は、理事会の議を経て、社員総会にて議決し、会員総会に報告する。

附 則

- 1 本施行細則は、平成22年10月7日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 2 規則の施行にあたり、規則附則第2条に定める暫定措置は、本施行細則にも適用する。
- 3 本施行細則は、平成23年10月9日から施行する。
- 4 本施行細則は、平成25年5月16日から施行する。
- 5 本施行細則は、平成29年5月31日から施行する。
- 6 本施行細則は、平成30年5月18日から施行する

資料 2 : 2021年度申請例

(様式 1)

*受付番号	第	号
*受付年月日		

一般社団法人日本口腔衛生学会 認定歯科衛生士専門審査 (新規・更新) 申請書
2021年5月31日

一般社団法人
日本口腔衛生学会理事長 殿

氏名 ○○ ○○ 印

私は一般社団法人日本口腔衛生学会認定歯科衛生士専門審査制度による専門審査 (更新) を受けたく、申請書類および認定審査料 (郵便払込票兼受領票のコピー) を添えて申請いたします。

ふりがな 申請者氏名	ふりがな ○○○○	生年月日 平成**年**月**日
勤務先名	△△歯科医院	
同上所在地	〒***-**** ***** 電話 : ***-***-**** FAX : ***-***-****	
自宅住所	〒***-**** ***** 電話 : ***-***-**** FAX : ***-***-****	
連絡先に○印を付して下さい	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務先	<input type="checkbox"/> 自宅
認定歯科衛生士証に希望の分野	<input checked="" type="checkbox"/> 地域歯科保健	<input type="checkbox"/> 口腔保健管理

<申請書類>

- (1) 認定歯科衛生士専門審査申請書 (様式 1)
- (2) 履歴書 (様式 2)
- (3) 歯科衛生士免許証の写し (A 4 の大きさ)
- (4) 一般社団法人日本口腔衛生学会認定歯科衛生士専門審査制度規則第9条(4)に定める必要書類 ((様式3) とそれぞれを証明する資料 (A 4 の大きさ))
- (5) 新規申請時は認定審査料 (10,000円)、更新申請時は更新審査料 (5,000円) の郵便払込票兼受領票のコピー
*印欄は記入しないで下さい。

(様式2)

履 歴 書

顔
写
真
(3cm×4cm)

ふりがな 氏 名		男 ・ 女		年 月 日 生
本 籍	(都・道・府・県のみ記入)			
現 住 所				
学 歴				
年号	年	月	日	〇〇歯科衛生士専門学校卒業 第△回歯科衛生士国家試験合格、登録△△△△△号
職 歴				
年号	年	月	日	〇〇歯科医院勤務 〇〇県(市など) 福祉保健課勤務(～ 年 月 日まで)
一般社団法人日本口腔衛生学会会員歴				
〇〇年 〇〇月 〇日より現在まで 〇〇年 〇か月(会員番号:△△△△△△) この間 理事(幹事)・代議員(評議員)を歴任(該当のものを囲む)				
その他の学会および社会における活動				
年号	年	月	日	〇〇〇〇学会会員 〇〇県歯科医師会、地域保健委員会委員 (年 月 ～ 年 月)
賞 罰				
年号	年	月	日	(年 月 ～ 年 月)
上記の通り相違ありません。 年 月 日 氏名 _____ 印				

(様式3)

一般社団法人日本口腔衛生学会 認定歯科衛生士専門審査申請単位数明細

2021年5月31日現在

申請者氏名 ○○○○

種 別	内 容	単 位 小 計	最少必要単位及び上限	証明資料No.
認定歯科衛生士専門審査制度規則第8条(3)ならびに同施行細則第6条 (保健活動あるいは臨床経験)	(1) 歯科保健活動経験 a. 2年以上、地域の行政へ委員として参加 b. 2年以上、歯科衛生士会の役員、委員として参加 c. 2年以上、市町村・事業所などの歯科保健活動に参加 d. 2年以上、歯科保健行政または企業・組合などの健康管理部門に常勤	10単位 10単位 10単位 15単位 (この場合a~cは算定除外)	合計で10単位以上 合計 <u>20 単位</u>	1 2
	(2) 口腔保健管理に関連する臨床経験 (2年以上の継続管理症例など)	5単位×1症例 = 5		3
	(3) 歯科大学 (大学歯学部) , 歯科衛生士養成機関などでの教育指導	常勤 5単位×年 = 非常勤 2単位×5年×1科目 = 5		
認定歯科衛生士専門審査制度規則第8条(4)ならびに同施行細則第7条 (研修会、学会、大学院生、その他の研修への参加)	(1) 研修会などでの研修修了者 a. 一般社団法人日本口腔衛生学会主催の認定研修会 b. 一般社団法人日本口腔衛生学会または一般社団法人日本口腔衛生学会に関連する学会や研究会など、日本歯科衛生士会および日本歯科衛生学会が主催する口腔衛生学 (口腔保健学) に関連する研修会 c. 委員会認定の口腔衛生学 (口腔保健学) に関連する学術研修会 d. 歯科大学または歯科衛生士養成機関の口腔衛生学 (口腔保健学) に関する講座あるいは委員会が認定する研究機関・研究会に定期的継続的に参加 i 大学院生 ii 月1回以上の定期的研修を2年以上継続 iii 国立保健医療科学院の研修課程を修了	10単位×1 = 10 4単位× = 2単位× = 1年間10単位×年 = 1年間5単位×年 = 5単位× =	研修参加5単位以上 学会参加5単位以上 合計で15単位以上 合計 <u>25 単位</u>	4
	(2) 学会会員としての学会参加 a. 一般社団法人日本口腔衛生学会 (一般社団法人日本口腔衛生学会に関連する学会や研究会などを含む) b. 日本歯科医学会総会および日本歯科衛生学会学術大会 c. 委員会認定の口腔衛生学 (口腔保健学) 関連の国際学会 d. その他委員会認定の口腔衛生学 (口腔保健学) 関連の学会	5単位×3 = 15 4単位× = 4単位× = 2単位× =		5
	(1) 研究論文、症例報告等を雑誌に発表したもの a. 筆頭著者 b. 筆頭以外の共著者	10単位×編 = 5単位×編 =	合計で5単位以上	
	(2) 委員会の認定した総説 (分担執筆を含む) , 啓発・解説書 a. 単独執筆または筆頭著者 b. 共同執筆で筆頭著者以外の者	10単位×論文 = 5単位×論文 =	合計 <u>7 単位</u>	
	(3) 一般社団法人日本口腔衛生学会 (一般社団法人日本口腔衛生学会に関連する学会や研究会などを含む) および日本歯科衛生学会学術大会で会員として発表 a. 発表者 b. 共同報告者	1発表5単位×1回 = 5 1発表2単位×1回 = 2 5単位× =		6 7
(4) 一般社団法人日本口腔衛生学会が行う歯科衛生士研究活動支援事業に申請しサポーターメンバーの指導のもとで研究活動を遂行中				
単 位 総 合 計 = 35 単位 以上		総合計	52 単位	

<各種資料証明方法>

様式3に記載した証明資料の番号順にしたがって資料を添付する（各資料上部に資料Noを記載する）

歯科保健活動経験

委員委嘱年度のわかる委嘱状の写し、または担当部課などの証明書
証明書の例)

一般社団法人日本口腔衛生学会認定歯科衛生士委員会殿	2021年 5月31日
一般社団法人日本口腔衛生学会認定歯科衛生士申請者である**氏は、2011年4月1日より現在まで、**市の歯科保健推進委員会の委員として、市民の歯科保健向上のために活動していましたことを証明いたします。	
***市 **部**課 課長 氏名** ** *	

口腔保健管理に関連する臨床経験

レポート用紙などにケースレポートとして記載する
ケースレポートの例)

52歳男性，初診日：平成20年6月2日，主訴：歯肉出血と口臭，初診時の口腔状況：PCR値，う蝕，歯周ポケット深さなど記載，初診時の口腔衛生習慣：ブラッシング・間食など記載
主訴の原因，診断，患者に対する説明などを記載
その後の2年以上（※）の指導・管理の日付，内容，それに伴う口腔状況の変化などを記載
考察（まとめ）を記載

※急性期病院等にて短期入院患者への口腔ケアを積極的に行っている場合、この限りではない

歯科大学（大学歯学部），歯科衛生士養成機関などでの教育指導

所属機関発行の在職証明書、または上司などの証明書
証明書の例)

一般社団法人日本口腔衛生学会認定歯科衛生士委員会殿	2021年 5月31日
一般社団法人日本口腔衛生学会認定歯科衛生士申請者である**氏は、2011年4月1日より現在まで、口腔衛生学の非常勤講師として、口腔衛生学実習を担当し、本学4年生学生の教育活動に携わっていたことを証明いたします。	
***歯科大学 口腔衛生学教授 氏名** ** *	

研修会などでの研修修了者

各研修会修了証のコピー。

学会総会時の口腔衛生学に関する研修会（4単位）はネームタグへのスタンプ押印。

学会会員としての学会参加

参加ネームカード、領収書、証明書、筆頭発表者であることわかる抄録集などのコピー

上記証明資料がない場合は上司などの証明書でもよい

証明書の例)

一般社団法人日本口腔衛生学会認定歯科衛生士委員会殿	2021年 5月31日
一般社団法人日本口腔衛生学会認定歯科衛生士申請者である**氏は、2011年**月**日に開催されました第**回日本口腔衛生学会*会に参加したことを証明いたします。	
***歯科大学 口腔衛生学教授 氏名** ** *	

症例発表・研究論文

筆頭発表者、もしくは、共同発表者であることわかる抄録集などのコピー